都 監 第 75 号 令和4年1月31日

都 城 市 長 様都 城 市 議 会 議 長 様都城市教育委員会教育長 様

都城市監査委員 新井 克美 都城市監査委員 上之園 誠 都城市監査委員 大浦 さとる

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたと きは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を通知してください。

目 次

		^	ページ
第1		監査の種類	1
第2	į	都城市監査基準への準拠	1
第3		監査の対象	1
第4		監査の実施期間	2
第5		監査の着眼点及び主な実施内容	2
第6		監査の結果及び意見	
	1	都城森林組合(所管課:森林保全課)	3
	2	志和池地区環境整備対策協議会(所管課:環境施設課)	4
	3	職業訓練法人都城地域職業訓練協会(所管課:商工政策課)	5
	4	協同組合都城オーバルパティオ(所管課:商工政策課)	7
	5	都城まちづくり株式会社 (所管課:商工政策課)	8
	6	NPO法人都城ぼんちスポーツクラブ(所管課:スポーツ振興課)	10
	7	MAL運営共同事業体(所管課:生涯学習課) ····································	12
	8	指定管理施設共通事項	12

凡 例

本報告書における法律及び用語の略称は、次のとおりである。

- 1 自 治 法 地方自治法(昭和22年法律第67号)をいう。
- 2 出資団体 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人のうち、4分の1以上を出資しているものをいう。
- 3 指定管理者 市が、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに、条例の定めるところにより指定し、当該公の施設の管理を行わせている法人その他の団体(自治法第244条の2第3項)をいう。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の種類

自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体及び指定管理者に対する監査

第2 都城市監査基準への準拠

監査は、都城市監査基準(令和元年度都監委訓令第1号)に準拠し、実施した。

第3 監査の対象

次に掲げる出資団体及び指定管理者について、令和2年度の出納その他の事務の 執行状況を監査の対象とした。ただし、必要に応じて令和元年度以前又は令和3年 度についても監査の対象とした。

監査対象とした指定管理施設等は、次のとおりである。

No.	団 体 名	区分	指定管理施設の名称	所管課名
1	都城森林組合	指定管理者	林業総合センター	森林保全課
2	志和池地区環境整備対 策協議会	指定管理者	志和池中央ふれあい広場	環境施設課
3	職業訓練法人都城地域 職業訓練協会	指定管理者	・職業訓練センター・カンガエールプラザ	
4	協同組合都城オーバル パティオ	指定管理者	チャレンジショップ、活性化広場	
5	都城まちづくり株式会社	出資団体 指定管理者	・ウエルネス交流プラザ ・中央地区立体自動車駐車場 ・中心市街地中核施設(未来創造 ステーション、まちなか広場、 まちなか交流センター、中央バ ス待合所、中心市街地中核施設 附帯駐車場)	商工政策課
6	NPO法人都城ぼんち スポーツクラブ	指定管理者	山之口運動公園、山之口佐土原市 民広場	スポーツ振興課
7	MAL運営共同事業体	指定管理者	都城市立図書館、都城市立高城図 書館	生涯学習課

第4 監査の実施期間

監査は、指定管理施設、所管課及び監査委員事務局において、令和3年7月13日から令和3年12月17日まで実施した。

第5 監査の着眼点及び主な実施内容

出納その他の事務の執行が法令、条例、規則、基本協定書等(以下「法令等」という。)により適正に処理されているかについて、次に掲げる事項を着眼点として 実施した。

監査の実施に当たっては、事前に関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、照合、調査及び確認の作業を経た後、指定管理施設及び所管課に赴いて関係書類の閲覧、現場確認及び関係者からの説明聴取を行った。

1 出資団体に対する着眼点

- ① 出資目的に沿って適切かつ効果的な事業運営が行われているか。
- ② 財務諸表に経営成績及び財政状態が正しく表示されているか。
- ③ 会計経理及び財産管理は、適正に行われているか。
- ④ 出資団体に対する所管課の指導は適切か。

2 指定管理者に対する着眼点

- ① 指定管理者の指定手続等は、法令等に基づき適正に行われているか。
- ② 基本協定書等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ③ 利用料金の金額の設定及びその運用等は、適正か。
- ④ 公の施設の管理に係る出納関係帳票の整備、会計経理等は、適切か。
- ⑤ 令和2年度までの監査指摘事項を踏まえた対応が行われているか。
- ⑥ 指定管理者に対する所管課の指導は適切か。

第6 監査の結果及び意見

1 都城森林組合(所管課:森林保全課)

(1) 指定管理の概要

協定書名	都城市林業総合センターの管理運営業務に関する基本協定書 (※)
対象施設	林業総合センター
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで(5年間)
指定管理料	1,752,000円(令和2年度)

[※] 本項において「本件基本協定書」と略称する。

(2) 監査の結果

ア 施設の管理業務について

(ア)条例と異なる利用時間の許可

都城市林業総合センター条例(平成18年条例第184号)第6条は、「センターの利用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる」と規定している。

しかし、指定管理者は、市長の承認を得ることなく、恒常的に条例で定める時間帯を超えて利用許可を行っていた。

なお、公の施設の利用時間は、施設の利用者にとっては重要な事柄である。指定管理者が、施設利用者の利便性を高めるため、市長の承認を得て、時間外の利用を図る運営を行うことは指定管理者制度導入のメリットの一つである。指定管理者が、市長の承認を得て利用時間を変更した場合には、当該施設が公の施設であることに鑑み、市民の施設利用の機会の平等を確保する観点から、利用時間変更について市民に広く周知する必要がある。

(イ) 保険の未加入

本件基本協定書第29条第2項は、指定管理業務の実施に当たり、指定管理者が加入しなければならない保険(①施設損害賠償責任保険及び②第三者損害賠償責任保険)について規定している。

指定管理者は、上記①の保険については林業総合センター管理物件の一部のみ加入し、②の保険については加入していなかった。

そして、施設所管課は、定期モニタリング評価シートにおいて、「加入済み」と記載していた。

イ 施設の目的外使用について

(ア) 施設使用の実態

自治法は、原則として行政財産の貸付け等を禁じる旨を規定している (第 238 条の4第1項)。一方、行政財産の用途又は目的を妨げない限度 においては、貸し付けをすることができる旨を(同条第2項)、また、目的 外使用の許可をすることができる旨を(同条第7項) それぞれ規定してい る。

施設所管課は、指定管理施設において、森林組合が、次の利用をしていることについて、自治法の規定に基づく手続を講じていなかった。

- ① 森林組合職員の駐車場(約30台)
- ② 森林組合業務用車両の駐車場(約15台)
- ③ 建物(倉庫)の設置(1か所)
- ④ 森林組合文書の保管(実技訓練室の一部)

なお、指定管理施設に隣接する森林組合の事務所棟の敷地(普通財産) については、事業用定期借地権を設定(財産活用課所管)している。

(イ) 問題点

指定管理業務とは、公の施設の設置目的に沿った管理運営業務(利用の許可、利用料金の徴収、維持修繕等)をいうのであるから、指定管理者は、指定管理業務の遂行に必要な限りにおいては、当該公の施設を当然に使用することができる。

しかしながら、指定管理者(市の機関ではなく、民間の権利主体)は、 市が所有する公の施設(行政財産)について、当該権利主体(指定管理者) 固有の事業のために指定管理施設を使用することは、自治法第238条の4 第2項又は第7項に基づく手続をとらない限り、認められない。

2 志和池地区環境整備対策協議会(所管課:環境施設課)

(1) 指定管理の概要

協定書名	志和池中央ふれあい広場の管理運営業務に関する基本協定書		
対象施設	対象施設 志和池中央ふれあい広場		
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで(5年間)		
指定管理料	4,895,000円 (令和2年度)		

(2) 監査の結果

備品について、ラベルの貼付等がなく、市有備品であることが明確でない事例、及び市の備品台帳の内容と指定管理施設に備付けの現物とが一致していな

い事例があった。指定管理施設における備品管理の不備については、後述する (第6の8(2))。

それ以外については、指摘する事項はなかった(軽微な内容については、別途指導)。

3 職業訓練法人都城地域職業訓練協会(所管課:商工政策課)

(1) 指定管理の概要

協定書名	①都城市職業訓練センターの管理運営業務に関する基本協定書 (※1) ②都城市カンガエールプラザの管理運営業務に関する基本協定 書(※2)
対象施設	①職業訓練センター (※3) ②カンガエールプラザ (※4)
指定期間	①平成31年4月1日から令和6年3月31日まで(5年間) ②平成28年4月1日から令和3年3月31日まで(5年間)
指定管理料	①823, 191 円 (令和 2 年度) ②2, 118, 520 円 (令和 2 年度)

- ※1 本項において「本件センター基本協定書」と略称する。
- ※2 本項において「本件プラザ基本協定書」と略称する。
- ※3 本項において「本件センター」と略称する。
- ※4 本項において「本件プラザ」と略称する。

(2) 監査の結果

ア 収支決算書(指定管理料の計上過誤)について

本件センター基本協定書第 20 条第1項第3号は、指定管理者が提出する 事業報告書について、「事業収入の実績及び管理経費等の収支状況等」を記載すべき旨を規定している。これらの記載は、当該年度における収支を正確に反映したものでなければならない。

本件センター基本協定書第23条は、令和2年度の指定管理料については、「原則として支払わないものとする」と規定していたところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため指定管理施設が休館等になったことを受けて、令和3年3月31日付けをもって年度協定書を変更し、令和2年度の指定管理料を支払う旨を定めた。

ところが、指定管理者は、令和2年度の指定管理料を同年度の決算に計上 しないまま、同年度における収支決算書を作成していた。

そして、施設所管課は、これを看過していた。

イ 施設の管理業務について

(ア) 保険の未加入

本件センター基本協定書及び本件プラザ基本協定書の各第 29 条第 2 項は、指定管理業務の実施に当たり、指定管理者が加入しなければならない保険(①施設損害賠償責任保険及び②第三者損害賠償責任保険)について、それぞれ規定している。

指定管理者は、いずれの施設においても、上記①及び②の保険について 加入していなかった。

そして、施設所管課は、いずれの施設についても、定期モニタリング評価シートにおいて、「加入している」と記載していた。

(イ) 指定管理者提供有料サービス

指定管理者は、本件センターにおいて、自己の費用で購入した備品の有料貸出しサービスを行っていた。

指定管理者提供有料サービスについては、後述する(第6の8(1))。

ウ 利用許可について

都城市カンガエールプラザ条例(平成 18 年条例第 349 号。以下、本項において「本件プラザ条例」という。)第8条第1項は、施設利用者は、指定管理者の許可を受けるべき旨を規定し、また、都城市カンガエールプラザ条例施行規則(平成 18 年規則第 317 号)第5条は、施設利用の許可を受けようとする者(申請者)はあらかじめ指定管理者に利用許可の申請をすべき旨を規定している。

本件センターは、都城市職業訓練センター条例(平成18年条例第208号) 第1条に基づき、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の認定職業 訓練を行うために設置された施設である。また、本件プラザは、本件プラザ 条例第1条に基づき、産業の発展を担う人材を育てるために設置された施設 である。これら2施設は、隣接している。

職業訓練法人都城地域職業訓練協会(以下、本項において「本件協会」という。)は、各別の条例に基づいて設置された本件センター及び本件プラザの2施設について、指定管理者に指定されており、各別に基本協定を締結している。

指定管理者が、各別の条例に基づいて設置され、各別の基本協定を締結しているA及びBの各指定管理施設の指定管理者である場合において、当該指定管理者が、A施設の管理業務の目的を達成するためにB施設を利用するときには、B施設については、施設利用者として、利用手続を採らなければならない。

しかしながら、本件協会は、本件センターに関する業務(職業訓練事業)

を実施する目的のために、利用の申請及び許可を得ることなく、恒常的に本 件プラザを利用していた。

エ 備品について

本件プラザの備品について、ラベルの貼付等がなく、市有備品であることが明確でない事例があった。指定管理施設における備品管理の不備については、後述する(第6の8(2))。

4 協同組合都城オーバルパティオ (所管課:商工政策課)

(1) 指定管理の概要

協定書名	都城市チャレンジショップ及び活性化広場の管理運営業務に関する基本協定書		
対象施設	チャレンジショップ、活性化広場		
指定期間	平成31年4月1日から令和4年3月31日まで(3年間)		
指定管理料	1,050,000円(令和2年度)		

(2) 監査の結果

備品について、市の備品台帳の内容と指定管理施設に備付けの現物とが一致 していない事例があった。指定管理施設における備品管理の不備については、 後述する(第6の8(2))。

それ以外については、指摘する事項はなかった(軽微な内容については、別途指導)。

5 都城まちづくり株式会社(所管課:商工政策課)

(1) 出資団体の概要

出資金 66,000,000 円 (出資比率 66.7%)

(2) 指定管理の概要

協定書名	①都城市ウエルネス交流プラザの管理運営業務に関する基本協定書(※1) ②中央地区立体自動車駐車場の管理運営業務に関する基本協定書(※2) ③都城市未来創造ステーション外4施設の管理運営業務に関する基本協定基本協定書(※3)
対象施設	①ウエルネス交流プラザ ②中央地区立体自動車駐車場 ③中心市街地中核施設(未来創造ステーション、まちなか広場、 まちなか交流センター、中央バス待合所、中心市街地中核施 設附帯駐車場)
指定期間	①令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間) ②令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間) ③平成30年4月1日から令和5年3月31日まで(5年間)
指定管理料	①102,992,000円 (令和2年度) ② 0円 (令和2年度) ③221,481,483円 (令和2年度)

- ※1 本項において「本件交流プラザ基本協定書」と略称する。
- ※2 本項において「本件中央駐車場基本協定書」と略称する。
- ※3 本項において「本件中核施設基本協定書」と略称する。

(3) 監査の結果

ア 指定管理者提供有料サービスについて

都城市ウエルネス交流プラザ条例(平成 18 年条例第 226 号。以下、本項において「本件交流プラザ条例」という。)第7条は、「指定管理者は、あらかじめ市長に届け出て、交流プラザの建物又は敷地において、物品の販売、飲食の提供、広告の掲示その他これらに類する行為をすることができる」と規定している。

また、本件交流プラザ基本協定書第7条は、指定管理業務の範囲について 規定し、同基本協定書別紙2(ウエルネス交流プラザ指定管理業務仕様書) のI(業務の内容及びその範囲等)の8(業務の内容)において、施設の設 置理念を十分に理解し、その目的達成のために、施設等を活用した自主的な 事業の企画、実施に関する業務を行う旨を定めている。

そして、都城市中心市街地中核施設条例(平成29年条例第16号。以下、本項において「本件中核施設条例」という。)第7条及び本件中核施設基本協定書第7条においても、同趣旨の規定が設けられている。

指定管理者は、ウエルネス交流プラザにおいて、自己の費用で購入した備品の貸出し及びサービスの提供(舞台等の技術支援、画像作成、複写機利用)を、有料で、行っていた。

また、指定管理者は、未来創造ステーション、まちなか広場及びまちなか 交流センターにおいて、指定管理料で購入した備品の貸出し及びサービスの 提供(複写機利用)を、有料で、行っていた。

指定管理者提供有料サービスについては、後述する(第6の8(1))。

イ 事業報告書について

①ウエルネス交流プラザ及び②中央地区立体自動車駐車場については、それぞれ設置根拠を異にする条例が制定されている。これらの施設については、同一の指定管理者が指定され、市と当該指定管理者との間で指定管理施設ごとに基本協定書が締結されている。

隣接する複数の指定管理施設の根拠条例を別個としていることは、市として、それぞれの施設について、各別に管理をすることを求めているものと解される。そうすると、収支については、それぞれの施設ごとに明らかにするべきである。

ところが、これらの施設の損益については、一体的に運用されているためか、指定管理料の各施設の分配基準が明らかでなく、事業報告書における各施設の収支状況が明確ではなかった。

なお、このことについては、平成29年度にも意見を述べている(平成29年度財政援助団体等監査報告書3ページ参照)。

ウ 冷暖房設備の利用料金について

自治法は、公の施設の利用につき使用料を徴収することができる旨を規定している(第 225 条)。そして、本件中核施設条例は、各部屋及び冷暖房設備の1時間当たりの使用料を規定している(第 17 条第 1 項、第 29 条及び第 37 条)。また、同条例は、指定管理者は、市長の承認を得て、条例に定める範囲内で使用料に代えて、利用料金を定め、施設利用者から利用料金を徴収することができる旨を規定している(第 17 条第 4 項)。

ところが、指定管理者は、未来創造ステーション及びまちなか交流センターにおける冷暖房設備の使用に伴う料金(本件中核施設条例)について、市長の承認を得た利用料金では「空調維持費」として、冷暖房設備利用の有無にかかわらず一律に徴収する取扱いとしていた。

冷暖房設備の使用料について、条例では、各部屋の使用料とは別に徴収する旨を規定している。これは、受益者負担の原則に基づき、冷暖房設備を使用した場合にその実費を徴収する趣旨と解される。そうすると、冷暖房設備の使用に伴う料金について、その使用の有無にかかわらず、一律に「空調維持費」として各部屋の利用料金と合算して徴収することを市長が承認したことについては、条例の規定との整合性に疑義がある。

近時における建物の空調設備及び指定管理者の利用料金徴収の利便性に鑑みれば、本件のような利用料金の設定を認めることには合理性が認められる。指定管理施設利用料金の明確性及び指定管理者の利用料金徴収の利便性を考慮すると、条例において、冷暖房設備と各部屋の利用料金とを一律に合算して徴収することができる旨を明記すべきではないか。

エ 備品について

備品にラベルの貼付等がなく、市有備品であることが明確でない事例(ウエルネス交流プラザ、中央地区立体自動車駐車場、未来創造ステーション外4施設)があった。また、指定管理施設に備付けの備品について、市の備品台帳、基本協定書及び現物を比較対照して調査したところ、これらが一致しない事例(ウエルネス交流プラザ)があった。指定管理施設における備品管理の不備については、後述する(第6の8(2))。

6 NPO法人都城ぼんちスポーツクラブ(所管課:スポーツ振興課)

(1) 指定管理の概要

協定書名	山之口運動公園体育館及び山之口佐土原市民広場の管理運営業務に関する基本協定書(※)	
対象施設	山之口運動公園体育館、山之口佐土原市民広場	
指定期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで(3年間)	
指定管理料	9,400,000円 (令和2年度)	

※ 本項において「本件基本協定書」と略称する。

(2) 監査の結果

ア 専用口座について

本件基本協定書第47条は、「指定管理業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、指定管理業務に係る独立の預金口座を開設し、その収支を明らかにするため、収支記録等の帳簿書類を整備するものとする」と規定している。

しかしながら、指定管理者は、指定管理に係る専用口座を設けてはいるも

のの、この専用口座に振り込まれた指定管理料の全額を、本社で管理する別 の口座へ移していた。その結果、当該管理施設の収支状況が当該口座におい て明らかでなかった。

なお、独立の預金口座の必要性については、平成30年度財政援助団体等 監査報告書(10ページ参照)において監査委員の意見を述べた。それを受け て、制度主管課においては、指定管理者制度導入マニュアルを改訂し、「経理 の明確化」に関する記述が追記された(15ページ参照)。

イ 利用料金後納について

都城市都市公園条例(平成22年条例第42号。以下、本項において「本件都市公園条例」という。)第21条第1項本文は、使用料は前納によるべき旨を規定している一方、同項ただし書は、「許可の際納付しがたいもの又は別に定めのあるものは、この限りでない」と規定している。

指定管理者は、利用料金の徴収について、一部の利用者に対し、利用後に 数か月分をまとめて後納することを認めていた。

利用料金の徴収は、市民に義務を課すものであることに鑑み、利用料金の額はもとより、徴収時期、徴収方法等についても画一的に取り扱うことが求められる。したがって、指定管理者は、利用料金の後納を認める場合には、許可の際に納付することができない合理的な理由又は条例上の別個の定めを明らかにすることが必要である。

ウ 施設休園日について

本件都市公園条例第8条及び都城市都市公園以外の公園に関する条例(平成22年条例第43号)第8条第1項は、公園ごとの休園日を、また、指定管理者は市長の承認を得て休園日を変更することができる旨をそれぞれ規定している。

山之口運動公園体育館及び山之口佐土原市民広場の休園日は、上記各条例において、いずれも年末年始(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで)と規定されている。指定管理者は、これら2施設に加え、高城運動公園等複数施設の指定管理者となっている。これら指定管理施設のうち高城運動公園の休園日は、年末年始に加えて第2月曜日となっている。指定管理者は、上記2施設において、高城運動公園の休園日と同様に、年末年始に加えて第2月曜日を休園日としていた。

7 MAL運営共同事業体(所管課:生涯学習課)

(1) 指定管理の概要

協定書名	都城市立図書館の管理運営業務に関する基本協定書		
対象施設	都城市立図書館、都城市立高城図書館		
指定期間	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで(5年間)		
指定管理料	235, 351, 710円(令和 2 年度)		

(2) 監査の結果

指摘する事項はなかった(軽微な内容については、別途指導)。

8 指定管理施設共通事項

(1) 指定管理者提供有料サービスについて

自治法は、市は、市民に対して義務を課す場合には条例によるべき旨を規定 し(第14条第2項)、また、公の施設の利用につき使用料を徴収できる旨を規 定している(第225条)。

これを受けて、指定管理施設の根拠条例において、それぞれ使用料に関する 規定を設ける一方、市長が施設等の適正な管理及び有効な活用を図るため必要 と認める場合には、使用料に代えて、指定管理者が利用料金を収受することが できる旨を定めている。利用料金制を採用した場合には、指定管理者は、「利用 料金」として、施設利用料及び備品利用料について、施設利用者から市長の承 認を得た金額を徴収し、これを自らの収入とすることができる。

また、指定管理者が、施設利用者の利便性を図るため、事業計画書に記載して市長の確認又は承諾を得た上で、指定管理に関する独自の事業を行っている例がある。

本年度の監査において、指定管理者が、指定管理施設において、何らの手続を執ることなく、指定管理者独自に、有料で備品の貸出しを行っていた事例(第6の3(2)イ(イ)、第6の5(3)ア参照)及び技術支援等のサービス提供を行っていた事例(第6の5(3)ア参照)があった。

指定管理者が、当該指定管理施設において、施設利用者の利便性を踏まえて、新たな備品貸与又は新たなサービスを提供することは、市民サービスの向上につながるものである。このようなサービスの提供は、指定管理者制度導入の趣旨に鑑みると、推奨されるべきものである。しかしこのようなサービスの提供は、公の施設内で行われるものである以上、指定管理者は、そのサービス提供に当たっては、指定管理業務として事業計画書に記載して「市の確認」を得ること(「指定管理者制度様式集」(令和3年3月改訂)に登載されている基本協定書(以下「本件協定様式」という。)第19条)、又は自主事業として事業計画

書に記載して「市の承諾」を受けること(本件協定様式第 46 条)が必要と解される。また、この場合において、指定管理者は、サービス料金の徴収については、公の施設において、施設利用者から利用の対価として負担を求めるものであることに鑑み、そのサービスの内容のみならず、その料金についても、市に確認又は承諾を受ける必要がある。

制度主管課は、このようなサービスの提供については、公の施設の利用者に対するものであることや施設利用者に負担を求めることに鑑み、その取扱基準について明らかにする必要がある。

(2) 備品管理の不備について

都城市財務規則(平成18年規則第65号。以下、「財務規則」という。)は、 備品について、財産管理者は備品台帳を備えるべき旨(第259条)を、物品は 常に良好な状態で使用又は処分できるよう保管すべき旨(第261条第1項)を、 一品ごとに番号を記入したラベルの貼付等により市有備品であることを明か にすべき旨(第271条)を、それぞれ規定している。

また、本件協定様式は、指定管理業務の対象となる物件を管理施設及び管理 物品と定め、指定管理者は善良な管理者の注意をもって管理すべき旨(第5条) を規定している。

本年度の監査において、市の備品台帳に基づき、管理物品について確認したところ、前述のような不備事例が見受けられた。

ア 指定管理施設備付け備品の取扱い

指定管理施設備付け備品の区分について、本件協定様式は、次のとおり定めている。

- ① I種 市が指定管理者に貸与するもの(第17条第1項)
- ② Ⅱ種 指定管理者が指定管理料で購入したもの(第18条第1項)
- ③ Ⅲ種 指定管理者が自己の費用で購入したもの(第18条第3項)

(ア) I種備品

I 種備品については、市が購入して指定管理者に貸与するものであるから、基本協定書に明記するものとされている。そして、所管課は、財務規則に基づいて備品台帳に登載して管理する一方、指定管理者は、指定管理期間中は善良な管理者の注意をもって管理し、指定期間終了後は市への返還義務を負っている。

指定管理期間中にI種備品に変更が生じた場合には、その変更内容を市の備品台帳に反映するとともに、基本協定書に記載されたI種備品に関する内容を変更する必要がある。

(イ)Ⅱ種備品

Ⅱ種備品については、指定管理者が、指定管理料から購入し、指定管理期間終了後は市又は市が指定する者に引き継ぐものであり、基本協定書に

明記するものとされている。

指定管理期間中に、Ⅱ種備品に変更が生じた場合(購入、内容変更及び廃棄等)には、基本協定書に記載されたⅡ種備品に関する内容を変更する必要がある。このためには、指定管理者は、事業報告書にその旨を記載することが求められる。制度主管課は、本件協定様式において、このことを明記すべきである。

また、施設所管課は、Ⅱ種備品の変動を把握するため、毎年度の事業報告に添付された収支決算書において、備品購入の有無を確認することが求められる。

(ウ) Ⅲ種備品

Ⅲ種備品については、指定管理者が、指定管理業務に使用するものとして、自己の費用で購入して、指定管理施設に設置しているものである。Ⅲ 種備品について、基本協定書に明記するものとされている趣旨は、これが 指定管理施設内に設置されている指定管理者所有の備品であることを明 らかにするためであると解される。

なお、Ⅲ種備品は、指定管理期間終了後は、自己の責任及び費用で撤去することが原則であるが、市及び指定管理者の協議で、市又は市が指定する者に引き継ぐことができるとされている。

(エ) I種備品の管理方法

管理物品について、指定管理者は、善良な管理者の注意をもって管理することが義務付けられている(本件協定様式第5条)。

I種備品については、市の備品台帳に、備品の番号、名称、設置箇所、取得年月日等が記載され、かつ、備品にも同様の内容が記載されたラベルを貼付すべきとされていることから、施設所管課は、備品台帳と現物を照合する方法によって特定することが可能である。

これに対して、指定管理者は、基本協定書における I 種備品の記載は、 備品の名称、数量及び規格のみである(別掲表参照)から、基本協定書に 記載された備品と現物を照合する方法によって特定することが困難であ る。

指定管理者が、I種備品の状況を確実に把握することができるようにするためには、基本協定書の記載からI種備品が特定可能なものとしなければならない。そのためには、市の備品台帳と同様の特定可能な事項を明らかにすることが必要である。その具体的方法として、基本協定書のI種備品を記載するに当たっては、市の備品台帳のデータを活用することが効果的であろう。

備品等 (I種)

名称	数量・規格	備考

(オ) 備品定義の明確化

財務規則では、その性質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐える物品で、購入予定価格が1万円以上のものを「備品」と定義している(第257条第1項第1号)。これに対して、民間における備品の概念は必ずしもこれと同じではない。したがって、基本協定書において、備品の定義を明確にしておく必要があろう。

イ モニタリングにおける備品確認

自治法は、市長は、指定管理施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる旨を規定している(第 244 条の 2 第 10 項)。これを受けて、本市は、モニタリングを実施することとし、そのマニュアルを策定している。施設所管課は、当該マニュアルに基づき、「備品の管理(点検や修繕等)を適切に行ったか」についてモニタリングを実施している。

しかし、本年度の監査において、施設所管課が行う定期モニタリングにおいて、適切に行われている旨の評価をしていたにもかかわらず、備品管理の不備が散見された。施設所管課は、備品が市の財産であることに鑑み、指定管理施設における適正な備品管理に意を用いられたい。